

和光市公共施設等に関する民間提案制度における公用車管理効率化事業 質問への回答

No.	該当箇所	項目	質問の内容	質問への回答
1	募集要項 P.9	6(6)ウ(エ) 著作権の帰属について	提案に使った資料は他法人への提案に使用できないというのでしょうか。	提出書類における著作権等に係る基本的な考え方を示したもので、ご質問にあるような社会通念上やむを得ない範囲を超えて、著作権の放棄を求めたものではありません。 ただし、採用した事業提案にかかる提出書類は、事業実施にあたって市が必要と認める範囲で公開されることを前提に、著作権等の知的財産権について、あらかじめ整理をさせていただく必要があります。